

平成26年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

H25.10

名 称		期 間	募集人員	目 的 及 び 受 講 対 象	
特別支援教育専門研修	視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成26年5月8日(木)) 平成26年7月9日(水)	40名	200名	<p><目的> 障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。</p> <p>(参考) 各コース及び専修プログラムの研修内容</p> <p>視覚障害・聴覚障害教育コース:主に特別支援学校の教育を対象 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース:小中学校等の教育を対象 発達障害教育専修プログラム 通常の学級における教育を対象 LD・ADHDを対象とした通級による指導における教育を対象 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害特別支援学級における教育を対象 自閉症、情緒障害を対象とした通級による指導における教育を対象 言語障害教育専修プログラム 言語障害特別支援学級及び通級による指導における教育を対象 ※選択プログラムとして①通常の学級における指導、②通級による指導、③特別支援学級における指導をそれぞれ扱う。</p> <p>知的障害・肢体不自由・病弱教育コース:主に特別支援学校の教育を対象 ※重点選択プログラムとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③支援機器・教材等活用をそれぞれ扱う。</p> <p><受講対象> 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において当該障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。</p>
	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 発達障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム	平成26年9月2日(火)) 平成26年11月7日(金)	80名		
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修プログラム 病弱教育専修プログラム	平成27年1月8日(木)) 平成27年3月13日(金)	80名		
就学相談・支援担当者研究協議会		平成26年7月17日(木)) 平成26年7月18日(金)	70名	<p><目的> 各都道府県等において、教育支援委員会(仮称)等、就学相談・支援に関わる業務を担当し、市町村教育委員会が行う就学相談・支援に対し、指導的立場にある者による研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上並びに市町村教育委員会における就学相談・支援の充実を図る。</p> <p><受講対象> 各都道府県等において、就学相談・支援に関わる業務を担当する者とする。</p>	
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会		平成26年7月24日(木)) 平成26年7月25日(金)	70名	<p><目的> 各都道府県等において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導の充実を図る。</p> <p><受講対象> 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事とする。</p>	
発達障害教育指導者研究協議会		平成26年7月31日(木)) 平成26年8月1日(金)	100名	<p><目的> 各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。</p> <p><受講対象> 教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。</p>	
※交流及び共同学習推進指導者研究協議会		平成26年11月20日(木)) 平成26年11月21日(金)	70名	<p><目的> 各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。</p> <p><受講対象> 交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。</p>	

※「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」については、平成23年8月に改正された障害者基本法第16条及び平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告を踏まえ、共生社会の形成に向けた相互理解の推進等に寄与する指導者の育成を図ることとし、内容の見直しの検討を進めている。

注1:各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H25.9)の結果を踏まえ、決定している。

注2:実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。